

信用取引について

オリент証券株式会社

この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づき、信用取引におけるリスクや留意点、お取引の概要等を記載してお渡しするものです。熟読され内容を十分にご理解いただきますようお願い申し上げます。また、ご不明な点は、担当者までご確認ください。

信用取引は、お客様が当社に一定の保証金(委託保証金)を差し入れ、これを担保として当社から売付けに必要な証券(※)や買付けに必要な資金を借り入れて売買を行う取引です。従いまして、ご自身の資金のみで取引される場合に比べ多額の利益が得られることもある反面、差し入れた保証金を上回る多額の損失が発生する可能性もあります。

信用取引の仕組みやリスクを十分にご理解のうえ、お客様ご自身の判断と責任においてお取引いただきますようお願い申し上げます。

※株式、優先出資証券、REIT、ETF等の制度信用取引の対象銘柄をいいます。

手数料等の概要について

信用取引にあたっては、売買に係る委託手数料のほか、信用取引の管理費および名義書換料、買付け代金に係る金利、売付け証券に係る貸株料等、別紙「信用取引に係る手数料等のご案内」記載の諸費用が必要となります。

また、信用取引の約諾書に貼付される収入印紙代 4,000 円が必要です。

このほか、品貸料(いわゆる逆日歩)が発生した場合、売り方はこれを負担することになります。

委託保証金について

信用取引開始時に、あらかじめ売買代金の 30%以上かつ 200 万円以上の委託保証金を差し入れていただきます。委託保証金は、特に規制がない限り、全額を有価証券で代用することができます。

建玉の評価損や代用有価証券の値下がりにより、委託保証金を追加いただくことがあります。詳細は以下の「信用取引のリスク」と「信用取引の仕組み」をご確認ください。

なお、原則として代用有価証券と同一の銘柄については信用取引での買付けをお受けしておりません。あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

信用取引のリスクについて

信用取引は、少額の委託保証金で多額の取引を行うことができることから、多額の損失が発生する可能性を有しておりますので、以下の内容を十分に理解される必要があります。

- ① 信用取引においては、株式相場、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動や、投資信託、投資証券等の裏付けとなっている株式、債券、不動産、商品等の価格や評価額の変動に伴い、信用取引の対象となっている株式等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。また、その損失の額が、差し入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。
- ② 信用取引の対象となっている株式等の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合や、裏付け資産の発行者または保証会社等の業務や財産の状況の変化が生じた場合、信用取引の対象となっている株式等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。また、その損失の額が、差し入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。
- ③ 信用取引により売買した株式等の値動きにより計算上の損失が生じたり、代用有価証券の価格が値下がりすること等によって、委託保証金の現在価値が売買代金の20%未満となった場合には、不足額を所定の期日までに当社に差し入れていただく必要があります。
- ④ 期日までに不足額が入らない場合や、約諾書記載のその他の期限の利益喪失事由に該当した場合には、損失を被った状態であっても建玉の一部または全部を当社の判断で決済（反対売買）する場合があります。この場合、その決済で生じた損失についてもお客様が責任を負うこととなります。
- ⑤ 信用取引の利用が過度であると金融商品取引所が認める場合には、一定の要件に該当した銘柄について信用取引残高が日々公表されたり、委託保証金率の引上げ、信用取引の制限または禁止の措置等が講じられることがあります。
※ 各取引所の「日々公表銘柄の指定等に関するガイドライン」および「信用取引に係る委託保証金の率の引上げ措置等に関するガイドライン」参照
- ⑥ 証券金融会社は、貸借銘柄について証券の調達が困難となった場合には、貸株利用の制限または停止の措置を行うことがあります。この場合には、新

規の売付けや、買付けた銘柄の売却もしくは現引きによる返済ができないことがあったり、制約されたりすることがあります。

信用取引は、クーリング・オフが適用されません

お客様のご注文により成約されたお取引を取り消すことはできません。

信用取引契約の概要

- (1) 信用取引を申し込まれたお客様には「信用取引口座設定約諾書」その他の必要書類をお渡ししますので、十分お読みいただいたうえで必要事項を記入され、記名捺印して当社に差し入れることにより、信用取引口座を開設していただきます。信用取引に関する金銭や有価証券は、すべてこの口座を通して処理されます。なお、約諾書は写しをお渡ししますので、大切に保管してください。
- (2) 信用取引口座の開設にあたっては、一定の投資経験、知識、資力等が必要ですので、当社の判断により口座の開設に応じられないことがあります。
- (3) 信用取引でご注文される際は、必ず「信用取引で」と明示してください。また、新規のご注文の際は、委託保証金が所定の基準を満たしていることが必要です。
- (4) 買付けから信用取引を始められた場合、買付代金を当社がお貸しすることとなります。返済方法は以下のいずれかとなります。
 - イ. <売り返済>買付銘柄を売却して決済します。値下がりしていた場合は不足額をご入金いただくこととなります。
 - ロ. <現引き>買付代金に金利、手数料等を加えた額を入金し、買付銘柄を受け取っていただきます。
- (5) 売付けから信用取引を始められた場合、売付証券を当社がお貸しすることとなります。返済方法は以下のいずれかとなります。
 - イ. <買い返済>売付銘柄を買い戻して決済します。値上がりしていた場合は不足額をご入金いただくこととなります。
 - ロ. <現渡し>売付銘柄を当社に振り替え、売却代金から金利、手数料等を差し引いた額を受け取っていただきます。
- (6) 信用取引には「制度信用取引」と「一般信用取引」の2種類がありますが、当社は「制度信用取引」のみを受託しておりますので、6ヶ月以内に返済していただく必要が

あります。

- (7) お客様が当社に差し入れた委託保証金は、当社自身の財産とは分別して保管されております。従いまして、当社の経営が破綻した場合等であっても、委託保証金については、当社に対する債務を完全に履行している限り返還を受けることが可能です。

これに対して、信用取引で買い付けた証券および売り付けた場合の代金は、当社から借り入れたものですので分別保管制度の対象とはなっておりません。当社の経営が破綻した場合等においては、売り返済・買い返済および現引き・現渡しによる信用取引の返済ができなくなる可能性があります。

このため、このような場合には、原則として、通常の返済方法に代え、金融商品取引所が定めた株価等をもって金銭により清算を行っていただくこととなります。この場合において、お客様の当社に対する金銭の支払請求権には一切優先的地位が与えられませんので、計算上利益が生じている場合であっても、これを受け取ることができない可能性があります。なお、当該債権は、投資者保護基金による補償対象にもなりませんので、あらかじめご承知おきください。

- (8) 適格機関投資家（これに類する外国法人を含む。）が信用取引の売付けを行う場合およびそれ以外の投資家が金融商品取引所の定める売買単位の50倍を超える信用取引の売付けを行う場合は、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」により注文の価格が規制されますので、ご注意ください。なお、価格規制を逃れるために50倍を超える売付を分割して発注することは禁じられています。

- (9) 注文された信用取引が成立すると、その内容をご確認いただくため、当社から「取引報告書」が交付されます。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社監査部（電話 03-3272-1084）まで直接ご連絡下さい。

制度信用取引の仕組み

- (1) 制度信用取引とは、金融商品取引所に上場している株式等を対象とし、品貸料および返済期限等が金融商品取引所の規則により決定されている信用取引です。対象銘柄は、金融商品取引所が決めた銘柄（制度信用銘柄といいます。）に限られます。また、売付証券を借り入れることができるのは、制度信用銘柄のうち、金融商品取引所が決めた銘柄（貸借銘柄といいます。）に限られます。

- (2) 制度信用取引のほかに、品貸料、返済期限等をお客様と証券会社との間で自由に決定することができる一般信用取引がありますが、当社では一般信用取引は取り扱っておりません。

- (3) 制度信用取引の返済期限は6ヶ月と決められており、6ヶ月を超えて制度信用取引を継続することはできません。なお、金融商品取引所の判断により返済期限の繰上げが行われることがあります。
- (4) 制度信用取引の金利、貸株料は、金融情勢等の変動により当社の判断で変更することがあります。また、証券金融会社において株不足（貸借取引残高において貸株数が融資株数を上回った状態）が生じ、この株式を調達するための費用がかかった場合には、売り方は品貸料（いわゆる逆日歩）を支払い、買い方はこれを受け取るようになります。品貸料は、その時々の株式調達状況等に基づき決定されます。
- (5) 制度信用取引によって売買している銘柄が、株式分割により株式を受ける権利または株主に対する新株予約権等が付与されたことにより権利落ちとなったときは、金融商品取引所が定める方法によりこれらの権利の処理を行うことで、売り方・買い方双方の不公平をなくします。(注)

株式分割の場合の権利処理は、次のとおり、分割比率により方法が異なります。

イ. 売買単位の整数倍の新株式が割り当てられる場合（分割比率1：2等）

株式分割の分割比率に応じて、制度信用取引の売付けまたは買付けの数量を増加し、売買値（約定値段）を減額します。

ロ. イ以外の株式分割の場合（分割比率1：1.5等）

金融商品取引所が定める権利処理価格の分を最初の売買値（約定値段）より引き下げます。また、配当金相当額については、その株式の配当金が確定したあと（通常、配当落ちの約3か月後）、買い方は配当落調整額を受け取り、売り方は配当落調整額を支払うことになります。

(注) 制度信用取引では、お客様が買い付けた株式は担保として金融商品取引業者に留保され、さらに、貸借取引を利用した場合には証券金融会社に留保されます。当該株式に株式分割による株式を受ける権利または株主に対する新株予約権等の権利が付与された場合、当該権利の行使をお客様が直接行うことができないため、上記のように金融商品取引所が制度信用取引の権利の処理についてルールを定めています。

なお、制度信用取引を行っている銘柄にこれらの権利が付与された場合でも、①事実上譲渡が禁止されるなど権利の引渡しができない場合、②権利行使を特定の条件に合致する株主のみに限定している場合など、譲渡性および換金可能性、権利の行使に付された条件等を勘案して権利の処理を行うことが事実上不可能となりますので、当該権利の処理を行わない場合があります。また、権利の価値が事実上無価値または無価値に等しい場合には権利処理を行う必要性がないといえます。

代用有価証券の取扱い

- (1) 委託保証金を有価証券により代用する場合の代用価格は、以下に掲げる有価証券の種類に応じて、前日時価にそれぞれの掛目を乗じた価格となります。

国債……………95%以下	公社債投信……………85%以下
政府保証債……………90% 〃	追加型株式投信……………80% 〃
地方債・社債……………85% 〃	単位型株式投信……………80% 〃
金融債……………85% 〃	(クローズド期間終了後のもの)
上場新株予約権付社債……………80% 〃	上場投資信託・投資証券……………80% 〃
上場株式……………80% 〃	(E T F、R E I Tなど)

- (2) 委託保証金率および代用有価証券の掛目については、金融商品取引所により変更される場合のほか、当社の判断により変更することがあります。
- (3) 会社関係者に該当する銘柄および買建株と同一の銘柄については、原則として代用有価証券にご利用いただけません。

代用有価証券の掛目の変更について

代用有価証券の掛目については、以下のような事象が発生した場合、当社の判断で変更すること（代用有価証券からの除外を含みます。）があります。当社の判断で掛目の変更を行うときは、原則として適用日の 5 営業日前に該当するお客様にご通知申し上げます。ただし、下記（6）の場合において、当社が必要と認めたときには、通知した日の翌営業日から適用することができるものとします。

- (1) 監査意見として継続企業の前提に関する注記が記された場合
- (2) 監理ポストに割り当てられた場合
- (3) 当社における当該代用有価証券の残高が、代用有価証券の総額との比較等から過大と当社が判断した場合
- (4) 市場出来高が急減するなど適切な流通性が確保されないと当社が判断した場合
- (5) 株価の急激な変動等により、保証金としての適切な評価を行うことが困難と当社が判断した場合
- (6) 前各号のほか、特定の銘柄について、明らかに経営に重大な影響を与えると認められる以下のような事象等が発生し、今後、株価が継続かつ大幅に下落することが予想され、当該銘柄の時価が本来の株価水準を反映していないことから保証金としての適切な評価を行うことができないと当社が判断した場合
 - イ 重大な粉飾決算の疑いが発覚し、直近の株価の水準が粉飾されたとされる決算内容に基づき形成されていたと判断される場合
 - ロ 業務上の取引等で経営に重大な影響を与える巨額な損失が発生した場合
 - ハ 突発的な事故等により長期にわたりすべての業務が停止される場合
 - ニ 行政庁による法令等に基づく処分または行政庁による法令違反に係る告発等によ

- り、すべての業務が停止される場合
- ホ その他上場廃止につながる可能性が非常に高い事象が発生した場合

信用取引に関する租税の概要

詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

（１）個人のお客様に対する課税

- ・信用取引に係る上場株式等の譲渡による利益は、申告分離課税の対象です。特定口座を利用することで確定申告の手間を軽減することができます。信用取引による損益は、他の株式等の譲渡所得等と損益通算が可能です。
- ・信用取引における配当落調整額は、株式等の譲渡所得等の金額を算出する際に加味されます。

（２）法人のお客様に対する課税

- ・信用取引に係る上場株式等の譲渡による損益は、法人税に係る所得の計算上、益金の額または損金の額に算入されます。
- ・法人税に係る所得の計算上、買付けを行ったお客様が受け取る配当落調整額については買付けに係る対価の額から控除され、売付けを行ったお客様が支払う配当落調整額については売付けに係る対価の額から控除されます。

信用取引契約の終了等について

信用取引の建玉がなくなった状態でお客様が解約を申し出られたときは、信用取引契約を終了することができます。

また、信用取引の建玉がなくなって24ヶ月を経過し、かつ、お客様からの意思表示がない場合は信用取引契約を終了いたします。

契約を終了し信用取引口座が抹消された場合、信用取引を再開するためには改めて信用取引口座開設のお手続きが必要となりますのでご注意ください。

当社が行う金融商品取引業の内容および方法の概要

当社は、金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業およびこれに付随する業務を行います。主な業務の内容および方法の概要は以下のとおりです。

<主な業務の内容>

- ・ 株式などの上場有価証券、株価指数などの上場先物・オプション取引の売買注文の取次ぎ業務
- ・ 投資信託受益証券、個人向け国債などの募集もしくは売出しの取扱いまたは私募の取扱い業務
- ・ 有価証券の売買業務
- ・ お取引に伴う金銭および有価証券の預託、振替などの管理業務

<業務の方法の概要>

- ・ お取引に当たっては、証券総合口座または保護預り口座をご開設ください。
- ・ お買付の場合は、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部または相当額を前受金としてお預かりし、ご注文をいただきます。
- ・ ご売却の場合は、信用取引を除き、お客様の口座に残高がある証券のみ売却注文をいただきます。
- ・ ご注文が成立した場合には、「取引報告書」を郵送または電磁的方法によりお客様にお渡しいたします。また、お取引がある場合は 3 ヶ月に 1 回以上、お客様の期間内のお取引内容と残高を記載した「取引残高報告書」を郵送または電磁的方法によりお客様にお渡しいたしますので、内容を速やかにご確認ください。

当社の概要等

商号等	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 54 号 オリエント証券株式会社
本店所在地	〒103-0023 東京都中央区日本橋本町 3-3-6 ワカ末ビル 9 階
資本金	8 億 3,820 万円（2008 年 12 月末現在）
設立年月	平成 12 年 6 月 20 日
主要取引銀行	三菱東京UFJ銀行、みずほコーポレート銀行、三井住友銀行
ホームページ	http://www.orient-sec.com
連絡方法	電話：03-3272-1050（代表）03-3272-1051（営業代表） Fax：03-3272-1055 E-mail：info@orient-sec.com
加入協会	日本証券業協会

以上

信用取引に係る手数料等のご案内（消費税込み）

株式等の委託手数料

約定代金	委託手数料
100 万円以下	約定代金の 1.2075%
100 万円超 300 万円以下	約定代金の 0.8715% + 3,360 円
300 万円超 500 万円以下	約定代金の 0.8190% + 4,935 円
500 万円超 1,000 万円以下	約定代金の 0.6930% + 11,235 円
1,000 万円超 3,000 万円以下	約定代金の 0.5670% + 23,835 円
3,000 万円超 5,000 万円以下	約定代金の 0.2310% + 124,635 円
5,000 万円超	一律 240,135 円

※上記料率表による算出額が 2,625 円に満たない場合は 2,625 円といたします。

※上記料率表は銘柄毎の買付けまたは売付けの合計額に適用され、計算により円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。

※株式等に E T F、R E I T、優先出資証券を含みます。

管理費等

信用取引管理費	1 株につき 10.5 銭 ただし 105 円に満たない場合は 105 円 1 か月分の上限は 1,050 円
信用取引名義書換料	1 売買単位当たり 52.5 円
信用取引金利（買い方負担）	2.250%
信用取引金利（売り方負担）	0.000%
信用取引貸株料（売り方負担）	1.150%

※金利および貸株料は、金融情勢等の変動により変更されることがあります。

品貸料（売り方負担）

証券金融会社において株不足（貸借取引残高において貸株数が融資株数を上回った状態）が生じ、この証券を調達するための費用がかかった場合には、売り方は品貸料（いわゆる逆日歩）を支払うこととなります。

なお、品貸料はその時々々の証券調達状況等に基づき決定されますので、あらかじめ本書面上にその金額を記載することはできません。

以 上